

令和 3 年度の主な政府方針（スポーツ関係）

●経済財政運営と改革の基本方針 2021

日本の未来を拓く 4 つの原動力

～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～

（令和 3 年 6 月 1 8 日閣議決定）（抄）

第 1 章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

3. ポストコロナの経済社会のビジョン

○強い経済を作りあげ、改革・イノベーション志向であり続ける社会

グリーンとデジタルにおけるイノベーションや変革、女性や若者等多様な人材の活躍を通じ、我が国が持つソフトパワーも活かしつつ、強い経済を作りあげ、改革・イノベーション志向の国であり続ける。

（略）

第 2 章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

～4 つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

（6）スポーツ・文化芸術の振興

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、安全・安心な大会を実現するとともに、大会の多様なレガシーを創出する。全ての国民が気軽にスポーツできる環境を整備し、その価値を実感できる社会を実現する。民間資金の一層の活用等⁶²により、指導者や活動団体を育成し、地域スポーツの普及・発展を図る。このため、現行スポーツ基本計画⁶³の成果を精査した上で、スポーツ・健康まちづくりの推進も含めた次期計画を本年度内に策定し、政府一体となってこれを推進する。

（略）

※62 先端技術を用いた新たな価値創出等による事業収入や寄附の拡大、学校を含むスポーツ施設に民間投資を呼びこむ P F I や指定管理等を通じたスポーツ産業の資金循環システムの強化、スポーツ振興くじの売上や商品拡大等による助成の充実等。

※63 平成 29 年 3 月 24 日 文部科学大臣決定。

5. 4 つの原動力を支える基盤づくり

（7）戦略的な経済連携の強化

（グリーン・デジタルを始めとする戦略的国際連携）

（略）

S D G s については、我が国として官民が連携して社会全体の行動変容に取り組み、国際ルールづくりを主導し、イノベーションや関連投資・事業を強化する。特に、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現・具体化を始め、環境・気候変動・エネルギー、水循環等の分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする。女性、防災、教育、デジタル化等の分野でも取組を進める。保健分野では、グローバルヘルスに関する戦略を策定し、官民資金の拡充を図りつつ、国際的な感染症予防体制強化¹¹⁴など世界の保健課題の解決に貢献し¹¹⁵、U H C（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の

達成を目指す。

2025 年大阪・関西万博を始め、今後予定される大規模国際大会等¹¹⁶に向け着実に準備を進める。

※114 G a v i、C E P I、C O V A X ファシリティ、G H I T 等への支援を含む。

※115 東京栄養サミット 2021 も含む。

※116 2027 年国際園芸博覧会、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西、第 19 回 FINA 世界水泳選手権 2022 福岡大会も含む。

●成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 1 8 日閣議決定）（抄）

1 3. 地方創生

（1）観光立国の実現

ii) 魅力ある観光地域とコンテンツ造成

（略）

・古民家・社寺・城等の歴史的資源の宿泊施設等へのコンバージョン等を促進するため、保有する自治体等へ専門家を派遣し、宿泊施設への改修等を支援しつつ、地域の担い手の発掘・支援、地域へのノウハウの提供を行い、周辺の古民家・社寺等の面的な活用も進める。また、農泊を起点にした農山漁村体験等を満喫できるコンテンツや、アウトドア、武道、アーバン等のスポーツを活かしたコンテンツも造成する。

（略）

（10）スポーツ産業の未来開拓

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化していることにより、スポーツ活動が大きく影響を受けている。スポーツを未来につなげるため、足元では感染症対策に万全を講ずるとともに、引き続きスポーツ団体の経営力強化等の基盤的取組を着実に推進する。さらには、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、コロナ禍においても収益を生むことを目指すスポーツ団体の新たな取組への挑戦を積極的に支援する。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、国際競技力の強化を図りつつ、様々な関連施策の効果的・効率的な実施に取り組み、大会終了後に「スポーツ・レガシー」として結果が残るよう、国民のスポーツ実施の振興や、スポーツを活用したまちづくりのための施策等を推進する。

i) ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化

- ・「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づき実施される統括団体（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）による中央競技団体に対する適合性審査の結果を踏まえ、統括団体、中央競技団体に対する助言等を行うとともに、スポーツ団体に対する一層のガバナンス強化策を検討する。
- ・中央競技団体の経営基盤の強化を図るため、各団体の団体規模等に応じた普及戦略モデルの構築や各団体に共通する事務業務の共同化に向けた調査を行うとともに、各団体が有する経営力強化に係る知見やノウハウを共有するための全国会議を 2021 年度中に 2 回程度開催する。また、「新たな日常」に積極的に対応した事業計画のような、先進的な事業計画を策定する中央競技団体に対しては、最長 4 年後までの計画の具体化を支援する。

- ・スポーツ分野と他産業との融合による新事業創出と社会課題の解決を目的とする「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム (SOIP)」の構築をより一層促進するため、スポーツ団体と他産業の融合による事業化を支援する「アクセラレーションプログラム」、スポーツ・他産業の価値高度化や社会課題の解決等に取り組んだ先進的な取組を表彰する「スポーツオープンイノベーションコンテスト (SOIC)」、国内外の最新のトレンドに関する情報発信を行うカンファレンスを開催する。さらに、2021 年度からはスポーツビジネスの好事例を収集し、SOIP により創出された我が国発の先端事例等の紹介と併せて海外展示会の出展等を行う。
- ・最新のデジタル技術を活用してスポーツコンテンツを作成・配信するなど、コロナ禍においても収益につながる新たな取組に対する支援を行う。
- ・スポーツ市場規模について分野別推移や国際比較、コロナ禍における影響分析等を行うとともに、DX の進行等の環境変化も踏まえ、スポーツ産業の資金循環システムの強化について検討を行い、2021 年度中にウィズコロナ・ポストコロナにおけるスポーツ産業の自立的な成長に向けた戦略を策定する。
- ・プロスポーツ等の大規模スポーツイベントがコロナ禍においても安心・安全に実施されるよう、試合運営時に様々な技術を活用して会場内の密となりやすい場所の把握や、人流の解析、効果的な分散退場の実施などを行い、得られた知見を更なる感染症対策に活用する取組等を支援する。

ii) スポーツを核とした地域活性化

- ・「新たな日常」における国民のスポーツ実施を官民で連携して促進していくため、「Sport in Life プロジェクト」において設置するコンソーシアムの加盟団体数の拡大や団体間の連携促進を図り、2020 年度に収集した好事例を横展開する等、多様な形でのスポーツ機会の提供を推進するほか、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を活かし、大会後の「Sport in Life」のムーブメントづくりに向けて国民参加型のキャンペーン等を展開する。
- ・多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナの重要性を踏まえ、2025 年までに 20 拠点を整備するとともに、本拠点や拠点候補も含めたスタジアム・アリーナ間の連携体制を新たに構築し、スタジアム・アリーナの一層の機能強化を図る。
- ・地域のプロスポーツチームと企業、大学等が連携して取り組むまちづくりや高付加価値サービスの創出を促す「地域版 SOIP」の構築を促進するため、2021 年度中に 3 地域程度においてアクセラレーションプログラム等を支援して先進事例の形成を行う。さらに、「地域版 SOIP」の横展開を目的とした地域版 SOIP 構築に係る手引きを 2021 年度に作成し公表する。
- ・地域のスポーツ環境の確保・充実に向けて、地方自治体、民間事業者等の連携による地域の学校体育施設の有効活用に関するモデル事例の形成を支援し、2021 年度中にその成果を取りまとめて公表するとともに、スポーツをする人がスポーツ施設を利用しやすいように、「こコスポ」等地域のスポーツ施設に関わるスポーツサイトの充実とサイト間の連携を図る。
- ・大学スポーツを振興するため、一般社団法人大学スポーツ協会が 2021 年度中に新たに進める安全安心ガイドライン認証制度の事業とも連携・協力し、大学スポーツに

における安全安心の確保のための取組を推進するとともに、地元の大学スポーツを活用した地域振興を推進し、2021 年度中にその成果を取りまとめて公表する。

- ・ホストタウン等の取組を担う団体を「地域スポーツコミッション」へ発展させる取組を引き続き支援するとともに、2021 年度から「地域スポーツコミッション」の経営の多角化に向けた取組を支援し、その成果を取りまとめて公表する。また、障害者を含む住民が運動・スポーツを習慣化するためのスポーツ行政と医療の連携体制の構築や、新型コロナウイルス感染症の影響により運動・スポーツ不足となった高齢者等が安心・安全に運動・スポーツを再開できる環境の整備を進める。
- ・コロナ禍でも実施可能なアウトドアスポーツや、ポストコロナを見据え、日本発祥の武道を活かした体験プログラムやコンテンツ整備等に取り組み、2021 年度中に「地域スポーツコミッション」等が行うスポーツツーリズム等の取組を複数支援し、その成果を取りまとめて公表する。

14. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現

(4) クールジャパン等

(略)

- ・eスポーツの地域活性化や共生社会実現への貢献、教育・社会福祉における利活用等の社会的意義も踏まえ、eスポーツの健全かつ多面的な発展のため、必要な環境整備を図る。

(略)

●まち・ひと・しごと創生基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

第3章 各分野の政策の推進

4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

②地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

iv スポーツ・健康まちづくり

【具体的取組】

- ・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を一過性のイベントとして終わらせず、以下のような取組により、「スポーツ・レガシー」として「スポーツ・健康まちづくり」に転化させ、スポーツを活用した特色あるまちづくりを一層推進する。
- ・感染症の影響下でも実施可能な「アウトドアスポーツ」や、感染症の収束後を見据え、日本特有の「武道」を活かしたスポーツツーリズムのコンテンツ整備等を支援するとともに、スポーツによるまちづくりの主体である「地域スポーツコミッション」の設立・発展を促進し、それらが取り組むスポーツツーリズム等を推進する。
- ・地域のプロスポーツチーム等と企業、大学等が連携し、国際展開を視野に入れた新たなサービスの創出を目指す地域版のスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（地域版SOIP）の構築や、多様な世代の交流拠点となるスタジアム・アリーナ等を活用したまちづくりを促進する。
- ・感染症の影響下において、プロスポーツチーム等と地域の企業や市民等との連携による、地域課題の解決につながるるとともに新たな収益源となるような取組を支援することで、地域経済の活性化を推進する。
- ・感染症の影響下において関心の高まった健康維持や自己免疫力向上のため、「新たな日常」における国民の運動・スポーツの実施を促す観点から、官民で連携・協働し、障害者・高齢者を含めた様々な方が生活の中で安全かつ多様な形で運動・スポーツを実施する機会や場所・時間の提供を促進することで、地域住民の健康増進を通じた地域活性化を推進する。
- ・地域の医療とスポーツ施設が連携することにより、生活習慣病や運動器疾患等を有する住民等でも安全にスポーツができる環境整備を行い、地域における諸課題の解決を行う。

（内閣府地方創生推進室、スポーツ庁健康スポーツ課、参事官（民間スポーツ担当）、参事官（地域振興担当）、厚生労働省健康局健康課、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループサービス政策課、ヘルスケア産業課、国土交通省都市局まちづくり推進課、公園緑地・景観課、観光庁観光地域振興部観光資源課）

●女性活躍加速のための重点方針（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部）（抄）

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（3）スポーツ分野における男女共同参画

生涯にわたる女性の健康を確保するために、男性に比べ女性の運動・スポーツ習慣者の割合が低いことなどに鑑み、諸外国における取組¹³も参照しつつ、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。また、例えば各大学においてスポーツ推薦入試などスポーツを利用した入試を実施する際は、合理的理由がある場合を除き、性別等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けることがないよう促す。【文部科学省】

また、女性競技者に対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向けた取組を推進するとともに、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けた措置の実施を、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会以外の各スポーツ競技大会の主催者等に対しても、積極的に促す。【文部科学省】

さらに、各スポーツ団体における、競技者等に対する暴力・ハラスメント行為の根絶に向けた指導者の教育の実施を推進する。【文部科学省】

※13 例えば、英国では、スポーツ振興を推進する政府系機関であるスポーツイングランドが女性スポーツのためのキャンペーンを実施しているほか、米国では、連邦政府から財政的援助を受ける教育機関において、性による差別を禁止した教育の機会均等法であるいわゆる「タイトル・ナイン」（Title IX of the Educational Amendment of 1972（教育修正法第9篇））があり、この法に基づいて女性のスポーツ参加が進められているなど、各国で様々な取組が行われている。